

令和7年4月1日

## 前金払の使途の範囲を拡大する特例措置の取扱いについて

平成28年度以降、新たに請負契約を締結する工事の前払金の使途の範囲を拡大する特例措置を行ってきましたが、令和7年度より恒久的な措置とすることとなりましたのでお知らせします。

### 記

#### 1 概要

前金払の対象範囲を現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（保証料含む。）に拡大します。

なお、これらに充てられる前払金の上限は、前払金額の100分の25とします。

#### 2 適用対象

使途拡大の適用対象となる前払金（中間前払金を含まない。以下同じ。）は、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事（債務負担行為に係るものを含む。）に係る前払金とします。

なお、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに請負契約を締結した工事であって前金払いの使途拡大を適用していないものについては、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、適用するものとします。

#### 3 前金払の使途拡大の適用及び手続き

既に請負契約を締結した工事について、前金払の使途拡大の適用を希望する場合は、下記の手続きを行ってください（変更契約により適用）。

##### (1) 請求方法

別紙の書面により、前金払の使途拡大の適用を請求してください。

##### (2) 請求先

発注担当課

(別紙)

令和 年 月 日

(あて先) 寝屋川市

所在地

商号又は名称

代表者職氏名(署名)

※自署しない場合は、記名押印(使用印)してください。

### 工事の前金払の使途の範囲の拡大措置の適用について (請求)

令和 年 月 日付けで契約締結した下記の工事について、前金払の使途拡大の適用を請求します。

#### 記

- 1 契約番号
- 2 工事名称
- 3 請負金額

#### ※工事の前払金の使途拡大に係る取扱い

##### 1 概要

前金払の対象範囲を現場管理費(労働者災害補償保険料を含む。)及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用(保証料含む。)に拡大します。なお、これらに充てられる前金払の上限は、前払金額の100分の25となります。

##### 2 適用対象

使途拡大の適用対象となる前払金(中間前払金を含まない。以下同じ。)は、平成28年4月1日以降、新たに請負契約を締結する工事(債務負担行為に係るものを含む。)に係る前払金とします。

なお、平成28年4月1日から令和7年3月31日までに請負契約を締結した工事であって前金払いの使途拡大を適用していないものについては、必要に応じて発注者及び受注者で協議の上、適用するものとします。